庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 各都道府県警察の長 
 原議保存期間
 3年(平成31年3月31日まで)

 有効期間
 一種(平成31年3月31日まで)

 警察庁乙官発第13号、乙生発第7号

乙刑発第6号、乙交発第8号 乙備発第7号、乙情発第7号 平成27年9月4日 警察庁次長

警察におけるサイバーセキュリティ戦略の制定について (依命通達)

情報通信技術の急速な発展に伴い、家電、自動車、ロボット、スマートメーター等の様々なモノがインターネットに接続され、サイバー空間の営みが現実社会の活動と密接な関係性を持つようになってきており、サイバー空間と実空間の融合が高度に深化した「連接融合情報社会」が到来しつつある。

一方で、違法情報・有害情報の拡散に加え、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪や我が国の政府機関、民間事業者を狙ったサイバーインテリジェンスを始めとするサイバー攻撃等が多発し、それらの中には、最新の高度な技術を悪用する事案や我が国の安全保障に影響を及ぼし得る事案も見られるなど、サイバー空間の脅威は深刻化している。

このような状況の中、政府においては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に基づき、平成27年9月4日に、サイバーセキュリティ戦略が閣議決定され、サイバーセキュリティの確保に関する施策を一層推進することとされた。

警察がサイバー空間の脅威に対する対策を推進するに当たり必要な事項については、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱の制定について」(平成23年10月21日付け警察庁乙生発第7号、乙備発第8号、乙官発第14号、乙刑発第7号、乙交発第7号、乙情発第7号。以下「旧通達」という。)をもって示達し、平成26年4月には、サイバーセキュリティ対策全般の司令塔としての機能を強化するため、警察庁に長官官房審議官(サイバーセキュリティ担当)及び長官官房参事官(サイバーセキュリティ担当)を設置するなどして、サイバー空間をめぐる脅威に対処しているところであるが、上記のとおりサイバー空間をめぐる情勢が大幅に変化しており、警察としても、警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を構築し、社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、これらの脅威に先制的かつ能動的に対処することが喫緊の課題となっていることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的な大規模行事の開催も見据え、この度、別添のとおり、警察におけるサイバーセキュリティ戦略を制定することとした。各位にあっては、本戦略に基づき、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。 命により通達する。

## 第1 サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化

サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー空間における情報収集・分析機能及び緊急対処態勢を強化するとともに、官民一体となって取締り環境を整備するなどサイバー空間の脅威に対する対処能力を強化する。

1 情報収集・分析機能の強化

サイバー空間をめぐる情勢を踏まえ、最新のサイバー犯罪・サイバー攻撃の手口や技術の動向等について、平素から、関係省庁、国際機関、外国治安情報機関、民間事業者・団体、学術機関・研究者等との情報交換を行うとともに、違法情報・有害情報の把握やサイバーテロ・サイバーインテリジェンスの予兆・実態把握、犯罪に悪用され得るサービス等の動向把握等、サイバー空間における情報収集・分析機能を強化する。

2 サイバー攻撃に対する緊急対処態勢の強化

サイバー空間をめぐる情勢に応じ、部門間の連携体制の強化、重要インフラ事業者等に対する事案発生時の警察への速報及び証拠保全に関する働き掛けや共同対処訓練の実施等により、サイバー攻撃発生時の緊急対処態勢を強化する。

3 サイバー空間をめぐる取締り環境の整備等

サイバー空間の脅威への対処に関し、民間事業者等とのパートナーシップの構築を推進するとともに、サイバー空間における事後追跡可能性の確保等の取締り環境の整備、サイバー犯罪・サイバー攻撃等に悪用され得るサービス等の動向を踏まえた犯罪の発生・被害の防止策を推進する。

また、国内外にまたがってまん延するボットネット等のサイバー空間の犯罪インフラを始め、国境を容易に越えるサイバー空間の脅威に対処するため、国際機関、外国治安情報機関等との間における捜査共助、職員派遣等の国際連携を推進する。

## 第2 サイバー空間の脅威の低減

民間事業者等における適切な対策を促すための広報啓発活動に加え、犯罪抑止に資する徹底した捜査活動や新たな手法等の検討を推進することで、サイバー空間の脅威を低減する。

1 サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上

サイバー犯罪・サイバー攻撃による被害を防止するためには、警察の対処能力の強化のみならず、民間事業者やインターネット利用者等が適切な対策を実施することが重要であることから、官民一体となって、サイバー空間の脅威の実態を把握し、脅威に対応するための啓発活動に努める。

また、広報活動により、新たな手口を用いたサイバー犯罪を含む最新の脅威の実態を広く知らしめることにより被害の未然防止、拡大防止を図るとともに、民間の自主的な被害防止活動を促進する。

2 高度な情報技術を用いたサイバー犯罪に対する戦略的な捜査の推進

高度な情報技術を用いたサイバー犯罪に対して、関係部門や関係都道府県警察が連携して、犯人検挙に向けた捜査はもとより、その組織的なつながり等の実態解明を推

進するとともに、関係機関・団体と連携した被害防止対策に取り組む。

3 サイバー犯罪への犯罪組織の関与の実態解明及び取締りの推進

インターネットを利用した組織的な児童買春周旋事犯、薬物密売事犯、偽造在留カードの取引等がみられることから、犯罪組織がサイバー犯罪に関与して得た収益を資金源としている実態についても留意しつつ、関係部門が緊密に連携して、徹底した実態解明及び取締りを推進する。

4 違法情報・有害情報対策の推進

児童ポルノや規制薬物・危険ドラッグの販売に関する情報等の違法情報、犯罪その他の違法行為を誘発するおそれがある有害情報の流通の手段として、インターネットの悪用が深刻化していることから、関係機関・団体との連携により、違法情報・有害情報の積極的な削除を促進する。

また、効率的な違法情報の取締り及び有害情報を端緒とした取締りに加え、合理的な理由なく違法情報の削除依頼に応じない悪質なサイト管理者に対する積極的な措置や海外サイトにおける国内関係者の違法行為やその放置・助長に対する取締りを推進する。

5 インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪等の対策の推進

コミュニティサイト等に起因した児童の犯罪被害を防止するため、サイト事業者に対する働き掛けや関係省庁、民間事業者及び関係団体と連携したフィルタリングの普及促進、児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発等を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯を始めとする児童を対象とする性犯罪等に関する取締り及びサイバー補導を推進する。

6 サイバー攻撃に対する緊急対処、捜査及び実態解明の推進

サイバー攻撃に対しては、警察庁、管区警察局、都道府県警察等において、関係部門が総合的かつ一体的な態勢を確保し、対処するとともに、外国治安情報機関や民間事業者等と連携して必要な情報を共有するなどにより、迅速な被害の拡大防止、捜査及び実態解明を推進する。

7 情報技術の解析を活用した捜査の推進

情報技術解析部門と犯罪捜査部門は平素から緊密に連携し、情報技術解析部門は、 捜査上の課題の解決に資するよう積極的な情報技術の解析を実施するとともに、犯罪 捜査部門は、捜査方針の決定、証拠価値の評価、擬律判断等において情報技術の解析 を適切に活用する。

第3 サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤の強化

複雑・巧妙化するサイバー空間の脅威に対する対処機関としての警察の質的・量的な能力向上は、いずれの部門にとっても喫緊の課題であり、部門間の連携強化、体制の確保、警察職員の能力向上等により、サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤を強化する。

1 部門間の連携強化

サイバー空間の脅威に対する警察の総合的な対処能力の強化を図るため、都道府県警察等におけるサイバー空間の脅威に対する司令塔機能を強化するとともに、総合的な戦略の下で、警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用し、各種取組の連携・調整を図る。

2 サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤の強化

民間事業者の知見等も活用しつつ、採用、教養、キャリアパス管理等を戦略的に行い、能力を有する者の積極的な採用・登用、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処する 捜査員及び情報技術の解析に従事する職員の能力の更なる向上を図るとともに、体制 の確保等を通じて、警察の対処能力の底上げを図る。

また、警察職員の民間事業者等への派遣を推進するとともに、中途採用を含め、民間事業者等から専門的知識・能力を有する者を積極的に登用する。

3 サイバー空間の脅威への対処に係る物的基盤の強化

情報通信技術の高度化、多様なサービスの勃興、大容量化した電子機器の普及等を背景に、サイバー空間の脅威が複雑・巧妙化しており、その取締りや解析のための資機材の質的・量的充実が求められていることから、サイバー犯罪・サイバー攻撃への対策及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に必要な情報収集・分析用資機材、対処用資機材及び解析用資機材を整備する。

4 サイバー空間の脅威への対処に係る研究開発の推進

複雑・巧妙化するサイバー空間の脅威への対処に必要な知識・技術も日進月歩であることから、新たなサイバー空間の脅威の出現を見据えつつ、対処態勢を強化するため、先制的かつ効果的な対策の立案や新たな解析手法の導入に資する研究開発を推進する。

5 警察におけるより堅牢な情報セキュリティの実現

情報の取扱いに関する全警察職員の意識の向上、情報セキュリティインシデントに対する対処態勢の強化等を図ることにより、警察に対するサイバー犯罪・サイバー攻撃による被害を未然に防止又は最小化し、警察におけるより堅牢な情報セキュリティを実現する。

## 第4 推進に当たっての配意事項

第1から第3までに掲げる施策を推進するに当たっては、次の事項に配意すること。

1 情勢の変化を見据えた積極的な取組

サイバー空間と実空間の融合が高度に深化した「連接融合情報社会」が到来しつつある中、犯罪に悪用され得るサービスや電子機器等が高度化するとともに、テロ組織の活動にインターネットが悪用されるなど、実社会への影響を含めたサイバー空間をめぐる情勢が急速に変化していることから、こうした変化を予測し、先制的に、取締り環境の整備、技術基盤の強化等を図ること。

2 社会と一体となった対策の推進

サイバー空間の構築やサービスの運用については民間部門が主体となって行っていることから、サイバー空間をめぐる情勢の把握やその脅威への対処のため、警察が能動的に働き掛けて民間事業者、学識経験者、インターネット利用者等と連携した対策を推進すること。

3 国や組織の垣根を越えた連携の確保

国境を容易に越えるサイバー空間の脅威に対処するため、外国治安情報機関等と 連携して捜査・抑止対策等を実施するなど国際連携を強化すること。

また、高度な知識・技術を必要とし、被害が複数の都道府県にまたがって発生するサイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するため、警察庁、管区警察局、都道府県警察等が連携して捜査・抑止対策を推進すること。